

「鳥取県版新型コロナ警報」発令に伴う本協会の事業実施の取り扱いについて

2020.07.16版 サッカー協会対応表

区分		注意報	警報	特別警報
指標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部3人、中部2人、西部3人でも発動)	
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自粛)
	学校	○感染者の学校休業が基本	○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○休業、分散登校等(全県も) ○全県で休業
本協会の事業	開催前	◎原則実施可能	感染状況に応じて、開催地区を限定するなど規模縮小を検討	延期、中止を検討
	開催中	◎原則実施可能	中断し、感染状況に応じて、開催地区や移動を制限するなどし、規模縮小開催、延期、中止を検討	中断し、延期または中止を検討
	備考	感染対策の 強化 当該の市町村や教育委員会、使用する施設等の対応に従う		



鳥取県版 新型コロナ警報の本運用について

県として新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、企業、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済・社会活動や医療提供体制の持続化、安定化を図る。

<鳥取県版新型コロナ警報>

区分		注意報	警報	特別警報
指標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部3人、中部2人、西部3人でも発動)	
	感染経路不明等	—	感染経路不明などで感染拡大のおそれ	
	病床・人工呼吸器	—	—	どちらかで稼働率50%超
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自粛)
	学校	○感染者の学校休業が基本	○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○休業、分散登校等(全県も) ○全県で休業
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣	○相談センター応援職員を派遣 等
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
要請の法的根拠等		協力依頼 等	特措法第24条第9項による要請 等	特措法第45条も発動 等 ²

<鳥取県版新型コロナ警報の特徴>

(1) 県民に伝わりやすい表現で公表

「注意報」「警報」「特別警報」という**県民にもなじみの深い言葉**で注意喚起。

(2) 国の想定や他県よりも厳しい基準とし、専門家意見に基づき総合判断

第一波では感染が広がらなかった**鳥取県の実情に沿った基準で運用**し、感染状況や全国のクラスター発生状況等を踏まえ、専門家チームの意見に基づき、臨機応変に必要性が高いものから実施。

注意報：0.2人/10万人で発令（警報：1人/10万人）⇒**早期の注意喚起で態勢づくりを促す**

※国の緊急事態措置を解除した基準：0.5人/10万人

※国の特措法第24条第9項実施の判断基準：2.5人/10万人（4/7緊急事態発動時の基準(5人/10万人)の半分）

(3) 地域ごとでの発令

全県一律の発令のほか、**地域別での発令基準も設定**

注意報：東中西いずれかで1人 警報：東部3人、中部2人、西部3人

(4) 活動制限は必要性が高いものに要請（状況に応じ発令区分に関わらず対策を前倒し実施）

警報、特別警報レベルで比較的規模の大きなイベント等から順次制限、**網羅的に制限するのではなく、感染の発生状況により必要性があると認められる業務や施設について自粛要請、協力要請を行い、経済・社会活動との両立を図る。**

(5) 活動制限だけでなく、医療強化も発動（状況に応じ発令区分に関わらず対策を前倒し実施）

段階に応じて積極的疫学調査や発熱・帰国者・接触者相談センターの体制を強化し、**院内感染や施設内感染の予防対策、必要物資や病床確保等の対策と連動**させる。

<運用開始日>

県新型コロナウイルス感染症対策本部での承認日（令和2年6月30日予定）

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画（抜粋）

県内感染確認期	県内感染拡大警戒期	緊急事態宣言がされた場合の緊急事態措置
<p>学校は、その児童・生徒や職員等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、ひとまず14日間、<u>臨時休業することを基本とする。</u></p> <p>ただし、その実施の規模及び期間等については、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家と相談の上、以下の状況を総合的に判断して、最終的に決定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校内における活動の態様 ・接触者の多寡 ・地域における感染拡大の状況 ・感染経路の明否 	<p>《学校における臨時休業（※緊急事態措置によらない県の要請等に基づく自主的な対応として）》</p> <p>学校における臨時休業は、<u>県内感染確認期と同様の対応とする。</u></p> <p>なお、<u>県が感染拡大を防止するため学校の地域的な一斉休業を要請したときは、生活圏や通学等の状況等を勘案して設定する一定の区域内にある学校は、未発生</u>の所も含め、<u>全て臨時休業することとする。</u></p> <p>教職員や児童生徒の家族等が罹患した場合並びに本人に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校へ出勤・登校しないよう指導する。</p>	<p>県は、特措法第45条第2項に基づき、<u>学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。</u>要請に応じない学校、保育所等に対し、<u>新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。</u></p> <p>保育所については、<u>利用状況の減少に応じて要請することとし、自宅での監護が困難な幼児の合同保育等の代替策について、あらかじめ市町村と調整する。</u>放課後児童クラブについても同様に、<u>施設の使用制限（臨時休業）の要請を行う。</u></p>